

令和元年度安曇野市教育委員会 1月定例会会議録

日 時：令和2年1月29日（水）午後1時30分

場 所：安曇野市役所3階「会議室301」

<出席者>

教育委員：教育長 橋渡勝也、教育長職務代理者 唐木博夫、教育委員 須澤真広、
教育委員 横内理恵子、教育委員 二村美智子
事務局：教育部長 西村康正、学校教育課長 平林洋一、生涯学習課長 臼井隆昭、
文化課長 那須野雅好、学校給食センター長 有賀啓多、
学校教育課教育指導室長 會田義昭
書記：学校教育課長補佐兼教育総務係長 太田雅史、学校教育課教育総務係 岩原遼子
傍聴者：報道機関 1名、傍聴人 1名

◎開 会

教育部長 皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまから安曇野市教育委員会令和元年度1月定例会を開会いたします。

◎教育長挨拶

教育部長 では、橋渡教育長からご挨拶をお願いいたします。

教育長 1月定例会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

久しぶりにまとまった雪が降りました。一気に解けたとはいえ、お足元のよくない中、定例会を毎回傍聴してくださる皆様に心より感謝を申し上げます。この雪に対して、子どもたちはどう反応したのでしょうか。こたつで丸くなる猫のようではなく、喜んで庭を駆け回る犬のようになってほしいなど、こんなふうに思いますが、どうでしょうか。

さて、年が改まり、さまざまな新年の会がございました。1月18日に安曇野市歯科医師会

新年会にお招きをいただきましたので、そのことについてお話をさせていただきます。

この会で参加者が口々に述べておられたことは、安曇野市の子どもたちの虫歯の数が県内最少レベルになったということについてでした。再度振り返ってみますと、昨年7月の新聞報道にもありましたように平成30年度安曇野市内の12歳児の永久歯の虫歯数は平均0.34本となったということで、平成17年度の合併以降最も少なかったということでございます。全国平均が0.8本、県内の0.6本と比べますと、この0.34本というのは非常に大きな意味を持つ数字であろうと思います。まさに、県内で最少レベルという評価を受けているということがうなずけるかと思えます。

皆様、既にご存じのとおり市内の小中学校では、給食後歯の質を強くする効果のあるフッ素を含んだ液体でうがいをするフッ化物洗口を実施しております。この歴史を少しさかのぼってみますと、平成14年の合併前の旧豊科町で始まったわけですが、合併後は時間をかけて広めてきたということで、平成26年から全ての市立の認定こども園、そして小中学校で実施されるようになりました。平成30年からは、民間の認定こども園でも始まっているということで、安曇野市内の全ての子どもたちが希望する家庭ではあるんですけども、このことの実践を続けているということでございます。

この背景には、市が平成26年に歯と口の中の健康づくりに取り組む県内初の歯科口腔保健条例を制定したということが挙げられます。この条例に位置づけたフッ化物洗口と、さらにこの条例に基づいた乳幼児期から高齢期までのそれぞれの期に応じた行動指針によって、親子歯科教室であるとか、あるいは歯磨き等を含めた歯科保健指導を進めてきたその効果が出てきたということであろうと思います。

そして、私が多くの歯科医師の方々と懇談をする中で共通して聞かれた言葉は、かつては虫歯を治療することにほとんどの時間が費やされたけれども、最近はその時間をかみ合わせの問題であるとか別の大事なことに注ぐことができるようになったということをお喜びでおられました。また、一方で生えそろうているはずの乳歯が1本も見当たらない、口の中にもうないというような子どもが受診をしてくたり、あるいは学校を通じて配られる治療勧告に全く応じない家庭があったりするという一方で、虫歯の数が減っている反面、重症化している子どもたちもいる「両極化」がすすんでいるというお話が私にとっては大変印象的でした。歯科医師の先生方は、子どもたち一人一人の口という窓から全身の健康状態だけではなくて、家庭での生活習慣であるとか生活実態まで見ていただいている、これも子どもの先生であるなということを感じたわけでございます。

12歳児の虫歯の数は、文部科学省によりますと、全国では新潟県が0.3本ということで最少であるということですので、安曇野市が長野県を先導してそれに近づいているということで、これはまさに誇るべきことではないかと思っております。本市の保健医療部によりますと、虫歯になったことがある12歳児の割合も、平成30年度21.3%という数字ですので、虫歯になったことがない子は8割、10人のうち8人は虫歯になったことがないという、こういうことになるわけで、この数字も更新しているということです。個々の地道な取り組みで一層、それが伸びていくことを期待し、そしてそのことを通してたくましい安曇野の子どもに一層近づいていければなど、そんなことを願っているところでございます。

では、本日もご審議よろしくお願いたします。

◎発議による非公開案件の決定について

教育長 それでは、本日の会議事項における公開、非公開についてお諮りいたします。

教育委員会の会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項において、教育委員会の会議は、公開するとされています。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができると規定されています。

本日の協議事案のうち、安曇野市情報公開条例第7条第2号、個人に関する情報で特定の個人が識別され、または識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、報告第5号 令和元年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者について、報告第6号 教育長報告、また、情報公開条例第7条第5号に規定する実施機関並びに国、他の地方公共団体の内部又は相互における審議、検討、又は協議に関する情報で公にすることにより率直な意見の交換または意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件として、報告第2号 新総合体育館の指定管理者制度導入について、本日本配付の報告第7号 東京2020オリンピック聖火リレー進捗状況についての4件を非公開とするよう発議いたします。

このことに関して、委員からご発言はありますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 ないようですので、議決に移ります。

それでは、ただいま申し上げました報告事項4件につきまして、非公開とすることに賛成する方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長 ありがとうございます。

3分の2以上の挙手がありましたので、本件は議決されました。

本日の会議において非公開とする案件は、報告第2号 新総合体育館の指定管理者制度導入について、報告第5号 令和元年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者について、報告第6号 教育長報告及び報告第7号 東京2020オリンピック聖火リレー進捗状況についてとします。

会議事項の順番につきましては、議案第1号から第7号、報告第1号、第3号、第4号とし、これを公開することとします。以後、会議を非公開とし、報告第2号、報告第5号、報告第6号及び報告第7号を扱います。

なお、議案第7号の共催・後援依頼にかかわる申請書は、個人または法人に係る情報が記載されているため、非公開といたします。

次に、会議録についてであります。事務局から令和元年12月定例会の会議録の校正確認をお願いしてございます。発言の趣旨や字句などで修正すべきところがありましたら、事務局にお申し出いただきますようお願いいたします。

◎議案第1号 安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

教育長 それでは、協議事項に入ります。

議案第1号 安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部改正についてを議題とします。

教育部長 教育部全般にかかわる事項につきましては私から説明をさせていただきますが、個別案件につきましては所管する担当課長、または担当職員から説明をさせますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第1号について、平林学校教育課長から説明をお願いいたします。

学校教育課長 「安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」資料により説明。

教育長 議案第1号 安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部改正について、委員からご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、この件につきまして、異議なしということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。異議なしでございますので、議案第1号 安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部改正については承認されました。

◎議案第2号 安曇野市教員住宅管理規則の一部改正について

教育長 次に、議案第2号 安曇野市教員住宅管理規則の一部改正について、担当より説明をお願いします。

学校教育課長 「安曇野市教員住宅管理規則の一部改正について」資料により説明。

教育長 議案第2号 安曇野市教員住宅管理規則の一部改正について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、この件につきまして、異議なしということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしでございますので、議案第2号 安曇野市教員住宅管理規則の一部改正については承認されました。

◎議案第3号 安曇野市博物館条例の改正について

教育長 次に、議案第3号 安曇野市博物館条例の改正について、担当より説明をお願いします。

文化課長 「安曇野市博物館条例の改正について」資料により説明。

教育長 議案第3号 安曇野市博物館条例の改正について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

唐木委員 お願いいたします。

教えていただきたいことになるわけなんです、特別職がなくなっていく方向にあるのかなというふうに考えるわけなんです、例えば公民館長とか図書館長、そういうかつて特別職というような形で扱われてきた職員というのは、今回の法律の改正にあわせて任用が変わっていくのかどうか、そこを教えていただきたいと思います。

学校教育課長 この件につきましては、先ほどちょうど規則改正をお願いいたしました会計年度任用職員との関係がございますので、私からお答えをさせていただきたいと思います。

従来記念館の館長、それから公民館長は名称からすれば特別職の非常勤職員という位置づけであります。他方、本年4月1日から施行を予定しております会計年度任用職員につきましては、それぞれ雇用契約書を取り交わす中で、始業時間、終業時間、それからもちろん賃金の額等について、市と採用される方との間に労働契約を締結させていただいております。こういったことは特別職の非常勤職員、公民館長であるとか記念館の館長であるとかといった場合にはそういうことはございます。特別職の非常勤職員の関係は、勤務時間が定められていないということ、それから毎月支給される報酬につきましては、条例等で規定をされているというようなことでございました。

公民館長につきましては、会計年度任用職員に移行するに当たり公募で行うのか、あるいは現在の皆さんを評価する中で継続雇用会計年度任用職員に移行するかということを経済部内でも議論をさせていただきましたけれども、現在5人の館長が継続を示されているということ、それから特に成績不良の点がないことなどを考慮いたしまして、公募によらず、そのまま継続採用をさせていただく方法で今調整をしています。

記念館の館長につきましては、一応ご勇退の意思を示された記念館の館長がおられますので欠員が生じる見込みです。欠員が生じる場合には、これはいわゆる公募応募形式をとって、公正な選考を経て4月1日付で採用していきたいというように考えております。

説明になっておりますでしょうか。説明は、以上です。

唐木委員 お願いいたします。

会計年度任用職員の任用に関しては、原則として公募によることということが多分示されているんじゃないかなというふうに思うわけです。それで1年ごとに任用が変わっていくということは、事業を推進していく上で不都合なこともいっぱい出てくるのではないかなということも思うわけなんです。それで、特に特別職でその任務が非常に特別職にふさわしいような形の任務のものについては、内容的にも是非任務内容を精査していただいて、そして対象になる方が力量を十分に発揮できるように、そんなふうにしていただけたらなというふうに思うわけです。とりわけ新しい制度が変わっていくという年度というのは、重要な時期かというふうに思われますのでよろしくお願ひしたいなど。

それから、もう一点が教育委員会関係の機関の中で、先般の1月のときの広報紙でしたか、会計年度任用職員の募集というのが出ていて、その中に貞享義民記念館の館長は公募という形で載っていたような気がいたします。施設ごとに異なった扱いになっていくのか、それともできるだけ市民にすっきりわかるような形で公募になされていくのか、その辺についても

是非ご工夫をいただきたいなというふうに思います。

以上です。

学校教育課長 ご指摘の点、もっともであるというふうに思います。会計年度任用職員に移行いたしましても、雇用期間は1年に変わりはありません。1年ごとの更新ということになります。1年を超える再度の任用に当たっての留意事項というのが総務省から示されておりました。1年ごとに客観的な能力の実証に基づき、十分な能力を持った者を再任用することが必要であるということでもあります。一旦、採用されてしまえば繰り返し任用されるという、再度任用の保証というような既得権が発生するものではないというようにされておりますので、一番重要なことは1年ずつ客観的な評価に基づいて再度雇用していくかを決定すること、成績がよくなって1年で雇いどめをするような場合には、これは公募によって公正な手続で選定をしていくということになるかというように思っております。

以上です。

教育長 よろしいですか。他にございませんか。

(発言する者なし)

教育長 では、この件について、異議なしということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしでございますので、議案第3号 安曇野市博物館条例の改正については承認されました。

◎議案第4号 飯沼飛行士記念館条例の改正について

教育長 次に、議案第4号 飯沼飛行士記念館条例の改正について、担当より説明をお願いします。

文化課長 「飯沼飛行士記念館条例の改正について」資料により説明。

教育長 議案第4号 飯沼飛行士記念館条例の改正について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 この件につきまして、異議なしということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしでございますので、議案第4号 飯沼飛行士記念館条例の改正については承

認されました。

◎議案第5号 市指定有形文化財への指定申請について

教育長 次に、議案第5号 市指定有形文化財への指定申請について、担当より説明をお願いします。

文化課長 「市指定有形文化財への指定申請について」資料により説明。

教育長 議案第5号 市指定有形文化財への指定申請について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 では、この件につきましては、異議なしということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしでございますので、議案第5号 市指定有形文化財への指定申請については承認されました。

◎議案第6号 令和2年度の給食費について

教育長 次に、議案第6号 令和2年度の給食費について、担当より説明をお願いします。

学校給食センター長 「令和2年度の給食費について」資料により説明。

教育長 議案第6号 令和2年度の給食費について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

唐木委員 お願いいたします。

給食費関連ということでお願いしたいんですけども、令和3年度より給食費の公会計化について研究を進めていくというふうにお話を伺っているわけでありまして、その件、どのような状況になっているのか教えていただければというふうに思います。

学校給食センター長 ご説明をいたします。

先に実施計画等のヒアリングがございまして、その中で令和4年度から公会計化を実施したいというところで進めていこうという形でありまして、そのような形で準備のほうを進めておると考えております。

以上でございます。

学校教育課長 少し補足をさせていただきたいと思います。

学校給食の公会計化につきましては、以前から学校教育課内で持ち上がってきた課題であります。本来であれば、もう少し早く公会計化に踏み切ることがよかったかなというふうな気はいたしておりますけれども、たまたま国から示された学校給食の手引、指針が、昨年7月にようやく文科省のほうから発出がされたということです。それから、安曇野市が使っておりますいわゆる電算システムが5年に一度更新をしてきているわけですが、その更新がたまたま昨年秋の時期であったこと等々が重なりまして、少し一旦仕切り直しというような状況でありまして、これから2年あまりかけて安曇野市の給食会計を公会計化にして、いろいろな効率化でありますとか滞納等に対する徴収強化等に努めてまいりたいというように考えております。

以上でございます。

教育長 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、この件につきまして、異議なしということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしでございますので、議案第6号 令和2年度の給食費については承認されました。

◎議案第7号 共催・後援依頼について

教育長 次に、議案第7号 共催・後援依頼についてを議題とします。

最初に、学校教育課関連の後援依頼について説明をお願いします。

学校教育課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 学校教育課より後援依頼1件について説明がありました。ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

二村委員 お願いします。

22ページのほうの取扱基準にも、(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであることということがうたわれているわけなんです。説明会を開いた際、現金の発生が伴わない、不要ということだと思っんです。そして、また開催の目的のところ、集客活動の一環ではないと記載されています。ただ、この信学会グループを構成する法人というのは、幼

児教育から社会人教育まで手がける学校法人信学会のことなんですが、親がこの説明会に行ってその情報を聞いた後で、事業への興味を持って入会するかもしれないと思うと、単に営利目的ではないということではないのではないかと、利益が上がる可能性が高いのではないかと思うんです。実際、29ページのQRコードで入りますと、ページが開かれて安曇野市教育委員会が後援ということがもう見てとれるわけなんですが、信学会の名があれば教育委員会の名を入れなくても、十分情報として必要とされるならば集客できると思いますので、後援を入れる理由があるのかと疑問に思ったんですが、いかがでしょうか。

須澤委員 私も、実は先週補佐からこれをお届けいただいて、ざっと見て特に気づかなかったんですが、今日の午前中にもう一回見ましたときにここで待てよと思ったんです。後援を必要とする理由、地域への啓発なんだと称してはこれがなかなかうまいなという感じ、さすが信学会。だけれども、この内容はもう知られていることですし、学校でPTA、この関連の方ということになり、改めて教育委員会が後援する必要はないと。もし、地域へのとこういう言葉に関して考えればPTA総会なり学校通信でやる内容で十分。だから、いかにも教育委員会が許可するだろうというようにうまく書いてあるなというふうに私思ったんです。つまり、今委員おっしゃられたとおり基準第3条2項の2、公益性という点はあるかどうかわからない。営利を目的としないものであるということでしょう。だけれども、わざわざこれをやるということは、営利目的でなきゃやらないでしょう。だから、どうかなと。

それから、私またこの29ページにはもうポスターなりパンフレットがこういうふうに行っているという感じで、教育委員会が後援と書いてありますが、まだ決定していない。

説明の中で、この塾がお使いになるオンライン英会話OLECO、この信学会塾に来ている小学生のレッスン風景かもしれないですね、それを流すんでしょう。だから、こういうふうに来てこういうふうに行っていますよと、内容はこうなんですよと、これはツール名は使わないにしても、親御さんなりお子さんがこの土曜日に来れば、ああこれを使うんだなと当然わかるじゃないですか。

それと、さらに私一頃問題になった、言ってみれば強制的に物売りつけるあの囲い込み、近所にあつたんですけれども、近所を回って安いものを配って、もっとたくさんどこそのところでおあげしますと行ってこう引き込む、だからそこでは入った途端に扉を閉めちゃって、出られなくしちゃうんです。それで何か買わないと出られないという感じになり、うちもかなりだまされてきたんです。そうしたら、こんな高いものは要らないと言ったら、出口に人がいて何か出られないような感じになっていたけれども、強引に出たというんです。そ

れは行き過ぎ、ちょっとそこに例えるのは語弊があるかもしれないけれども、これを必要とするは向こうであって、教育委員会が是非必要とするというものではないというふうに私は思います。

教育長 他の委員の皆さんはいかがでしょう。

須澤委員 もう一度、この29ページの会場地図を見ますと、場所がよくわかります、商工会のところですよ。豊科もそうですが、穂高も多くの塾が営業しているんですよ。26ページでいくと、2月22日、そういう塾においてこの2月の末という、これはどの塾も生徒獲得の時期です。だから、何か幕府御用達じゃないけれども、教育委員会御用達になりかねないんじゃないか。先ほどのお話にあったように、信学会はもう大学入試のための塾も経営していますから、信学会という名前で十分だからご自分でおやりになっていただければいいんじゃないかと。内容は結構ですけども、先ほど言った事由によりまして他の塾との中立性の観点でも問題じゃないかという感じです。

以上です。

教育長 ありがとうございます。

唐木委員 申請者の思惑というところまで、この場でいろいろと想像するのというのは難しいかなという気がいたすわけなんですけど、先ほど二村委員のほうから話がありました、やっぱり公益性に関して疑問があるということで、今回の場合、主催者が学校法人とはいえ、いわゆる国または地方公共団体とか学校または学校の連合体とは違う形のものでありますので、公益性について、それから30人という募集の範囲というのは、広く周知を図って大勢に開かれている、参加者の募集、予定範囲が市内全域またはそれ以上ということにはなるわけなんですけど、30人という人数というのはかなり限定的であるというようなことから、疑問があるという形ではどうかなという気がいたします。

教育長 横内委員は、いかがでしょう。

横内委員 私もこの議案第7号を見させていただいたときに、二村委員と同じ疑問を持ちました。この会の先に、塾生を獲得する営利目的や集客目的をどうしても感じてしまい、疑問に思います。

教育長 それでは、皆様方の意見を総合いたしますと、取扱基準第3条2項にございます公益性のあるもので営利を目的としないものであること、この事項を満たすことが明らかに確認できないということで、不可ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 事務局、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

それでは、学校教育課関連の後援依頼については不可といたします。

続いて、生涯学習課関連の共催・後援依頼について説明をお願いします。

生涯学習課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 生涯学習課より共催依頼1件、後援依頼1件についての説明がありました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、この件につきまして異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしでございますので、生涯学習課関連の共催・後援依頼の件は承認されました。

続いて、文化課関連の後援依頼について説明をお願いします。

文化課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 文化課より後援依頼1件について説明がありました。ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、この件につきまして、異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしでございますので、文化課関連の後援依頼は承認されました。

◎報告第1号 安曇野市議会令和元年12月定例会における代表質問及び一般質問等について

教育長 続いて、報告事項に移りたいと思います。

この報告事項につきましては、安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則に基づき、私が専決処分等を行った事柄につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第3項の規定によりご報告をさせていただくものでございます。

では、報告第1号 安曇野市議会令和元年12月定例会における代表質問及び一般質問等について説明をお願いします。

教育部長 「安曇野市議会令和元年12月定例会における代表質問及び一般質問等について」資料を読み上げ。

教育長 報告第1号 安曇野市議会令和元年12月定例会における代表質問及び一般質問等について、委員からご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

横内委員 お願いします。

73ページからの小林純子議員が交流学習センターの施設利用に関して質問しているんですけども、交流学習センターは公民館に比べてなぜ高いのかというところを、もう一度教えてほしいと思います。

文化課長 今、的確に答える手元に資料がございませんが、簡単に申しますと公民館は社会教育法をもとに戦後のいろいろな市民の方の生活文化に至る、例えば葬儀に使うとかそういうことも含めながら成り立ってきたという経緯があります。交流学習センターは、合併後交流学習センターの検討委員会というのがありまして、そこでそれぞれの地区に交流学習施設を設置していくという議論がなされたわけですけども、最初から明確に公民館とは違って、しっかり有料で料金を取って運営していく施設ということでスタートしたということでありまして。その一番の根っこの部分の成り立ちが違うということで、それに伴って減免対象になる団体とか個人も違ってきておりますし、利用料等の金額についても差異があるということにつながっているということでございます。

横内委員 ありがとうございます。

明科にある交流学習センター「ひまわり」について、私が知っていることを申し上げますと、できたばかりのときには利用してください、使ってくださいということで、熱心なお誘いがたくさんありました。10を超える講座があつて活発な施設の利用がありましたが、ここにあるようにいろんな基準が次々とできていく中で、そういった講座がどんどんなくなっていきました。今は調理室の利用はほとんどないと聞いています。箱物ができてそれがほったらかしという印象をどうしても持ってしまうというか、使いにくいというか、市民に広く開かれていなくて、せつかく図書館や児童館と一緒に施設なので、子どもも来やすい利点もあるのかなと思います。交流学習センター、学習施設、何とか利用促進とらないものか、そこを利用促進するために何か今やっていることがあるんだったら教えてほしいですし、子どもと大人の交流施設という理想や理念を考えると、使われない理由が高いということだったらそこを考えていくべきじゃないかな、市民サービスが落ちないように利便性の視点を持ってほしいなというふうに思います。

文化課長 この交流学习施設等の利用促進の問題というのは、いろんな事情が複雑に絡み合っていて、地域によってもかなり事情が違うということは言えると思います。例えば穂高交流学习センター「みらい」の場合でいいますと、大体年間28万人くらいの方が利用しているわけです。図書館の利用もたしか15、16万人くらいいると思います。1日平均1,000人ぐらいの市民が利用しているわけです。これは、穂高の方だけかということではなくて、やはり蔵書の多さとか専門図書の高さということで、市全体からその図書館に行くということはあると思います。それから、傾斜のついた観覧席なんかありますから、やはりホール事業がやりやすいというところもあります。そういう施設規模の問題もありまして、それぞれの地域に限って利用率が低い高いというのは、なかなか一言では言えないという点の一つ。

それから、明科の場合につきましては公民館施設が新しく後からできたという関係で、部屋もたくさんありますし広い講堂もあるということで、利用料金の関係もあると思いますけれども、そちらを利用する方もいるということで、かつて「ひまわり」のほうをご利用いただいた方がそちらに流れているというような話も聞いております。従いまして、例えば教育委員会がそれぞれの旧地区にあって、それでいろいろな生涯学習のプログラムなんかを提供されていた時代と、今はどうしても一つの場所で交流学习センターの管理というのをしておりますので、それぞれの地域の交流学习センターにいろいろな生涯学習プログラムを提供するというのは、なかなか組織上も難しいという状況もあると思います。

一方で、公民館はそれぞれの地域に組織が残っておりますので、地域のいろいろな文化を特色を入れたプログラムなんかをいろいろ知恵を絞って館長たちに出していただいているという状況もあります。従って、どうしても例えば「ひまわり」にしても、自主的ないろいろな活動をするという体制は今なくて、交流学习センターのいろいろなプログラムも施設的には当然来ていただくということを前提に、「みらい」とか「きぼう」に集中してしまうという傾向は昔からあるというふうに思います。ここら辺は、公民館とか生涯学習施設とかの区分なしに、一つの社会教育の施設としてそれぞれの活用、市民の方にいろいろご留意いただくという観点で、いろいろと考えていかなきゃいけないかなというふうに思っております。

すぐに、こうすれば活性化するとかそういう考えは今お示しできるものはありませんけれども、そういう状況の中でいろいろと工夫していかなきゃいけないというところに、我々もいろいろ課題を感じているかなというところでございます。まとめませんが、そんなところでは。

横内委員 大勢の方に来てもらうということになると、「みらい」か「きぼう」になるという

お話でしたけれども、とにかく地区に住んでいる者としては空いている状況を目の当たりにすると、もったいない、何とかならないものかと思っていたので、この小林議員の質問で思っていたことが呼び起こされたといえますか、考えていくべきじゃないかなと思ったので質問させていただきました。よろしくお願いします。

教育長 他にございますでしょうか。

文化課長 教育長、一つ、つけ加えてよろしいでしょうか。

それで、今委員のご発言で思いがあったんですけども、なかなか公民館の中の事業も含めて自主的な事業をいろいろ展開するというのは難しい、かつての明科のようにやるのであれば、もう市全体とすれば機関銃のようにいろんなプログラムをいっぱいつくって提供していかなくちゃいけない、そうすると、おのずと限界もあるということになります。従って、市民の方にいかに主体性を持って施設を利用していただくかと、そういう観点でどう考えていかなきゃいけないというのがあると思います。

それから、今まで各地区に教育委員会があったときは、いろんな公民館に展示をして市民の方に地域の文化を知ってもらおうというような機会を考えていたんですが、それも立ち行かなくなるというふうに考えたので、数年前からコンパクト展示という展示をつくって、それを巡回させることによって地域の皆さんにも博物館の事業を知ってもらったり、市の文化を知ってもらったり、明科の大逆事件でしたらそれをいろんな地区に巡回するようなコンパクト展示というのをやったり、そういうところに主眼を移してやっていくということになっているというところでご理解いただければと思います。

教育長 では、事務局でも課題意識を持っているということで、また協議をしながら考えていきたいと思います。

それでは、この件につきましては、異議なしということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第1号は、了承をいただきました。

◎報告第3号 後援依頼の教育長専決分の報告について

教育長 次に、報告第3号 後援依頼の教育長専決分の報告に移ります。

学校教育課から報告をお願いします。

学校教育課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 学校教育課からの報告について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

唐木委員 お願いいたします。

No. 31にかかわってであります。安曇野市の教育委員会で後援を受けてするときに、会場である松本市の教育委員会の動きがどんなふうになるのかを、また今後情報を得ていくというようなお話をいただいたわけですが、その後この会の運営について松本市の教育委員会はどのような動きをしているのか、教えていただければと思います。

学校教育課長 特に、松本市のほうからこの件については情報を得てはおりませんが、前回ご承認いただいた件と同種ということで、後援を許可したということになります。

以上でございます。

唐木委員 では、機会がありましたら、松本市の動きを調べておいていただきたいというふう
に思います。

学校教育課長 承知しました。

教育長 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、学校教育課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 続いて、生涯学習課から報告をお願いします。

生涯学習課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 生涯学習課からの報告について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、生涯学習課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 続いて、文化課から報告をお願いします。

文化課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 文化課からの報告について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

二村委員 お願いします。

文化課のことだけではないんですけれども、先ほどの学校教育課のNo. 31であったり、開催日がもう過ぎているものであるとかもう今週であるとか、申請日と開催日が近過ぎて承認せざるを得ないような形に持っていくというか、以前にも申し上げたんですけれども、開催日の2カ月前に申請をしてくださいますとか、そういう規則はないのでしょうか。

学校教育課長 今の二村委員のお話につきましては、こちらは申請者からまずお問い合わせが
ございます。新規の後援依頼、あるいは過去に承認された依頼等々がございますけれども、
そういった相談の中で、まず行事を行う日はいつでしょうかと、それから例えばパンフレッ
トを作成されますとかそういったいろいろなやりとりをしながら、ではここまでは定例
会の日程とあわせてこの日程でお願いしますというようなやりとりをさせていただいて
おります。基本的には2カ月というふうにはさせていただいておりますけれども、そこでな
かなか門前払いということも難しい部分がございます、一応相談させていただく中で対応
できる部分是对应してきているというのが実情でございます。

説明は、以上でございます。

教育長 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、文化課の報告について、ご質問、ご意見ないということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第3号は、了承をいただきました。

それでは、ここで10分間休憩とさせていただきます。

(休 憩)

◎報告第4号 教育部 各課報告

(1) 学校教育課

教育長 再開させていただきます。

報告第4号 教育部の各課報告に移ります。

最初に、学校教育課から報告をお願いします。

学校教育課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 学校教育課からの報告について、委員からご質問、ご意見等ございましたら願いま
す。

(発言する者なし)

教育長 学校教育課の報告については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(2) 生涯学習課

教育長 では、次に、生涯学習課から報告をお願いします。

生涯学習課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 生涯学習課の報告について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

唐木委員 では、お願いします。

2点お願いしたいんですが、1点目ですけれども、95ページ、地区公民館報表彰要綱の一部改正でございしますが、是非地区公民館の活動の活性化、それから地区公民館の活動を勇気づけるという観点をお願いしたいなと思うんですが、今どのような方向でこの改正をしているか、教えていただければということであります。

2点目は、感想です。96ページの成人式であります。今課長からもお話ありましたが、大変爽やかな成人式で、特に成人代表の挨拶も本当に力強いものを感じました。この成人式のあり方が検討されていくわけですが、今回も式全体を方向づけるのに三郷中学校の合唱というのは大変雰囲気づくりでよかったと思うんですが、今後成人式は変わっていくわけですが、安曇野市として品格のある成人式にして検討していただきたいなど、いいところは踏襲してもらいたいなというふうに思います。

名前だけで物事を判断してはいけないわけですが、ある自治体で成人式を「20祭」というような名称で行ったところもあるというふうに聞いたわけですが、印象だけで物を言うのはいけないものがありますが、私は「20祭」、その名称にもし安曇野市がいくんだったら、それはいかなものかなという感じを持っております。是非、安曇野市の成人式のよさというのを継承できるように一つの文化として育てていただきたいなということをお願いいたします。いい成人式、ありがとうございました。

以上です。

須澤委員 今の意見と同様なんです。成人式についてです。課長、おまとめになりましたように非常に内容がいい、充実した成人式であったと思います。本当に毎年実行委員の皆さんが、自分たちがこの式を実行していくと。つまり、教育委員会が主催はしていても自分たちの式なんだというのをアピールできる、そういう実行委員が選ばれていて、特に今年はよかったなど、このように思いました。参加された皆さんの中で、代表でご祝辞をいただく、ご祝辞も何かえっというふうなそういう内容のご祝辞もありましたけれども、非常に簡潔な内

容でございまして、聞いている皆さんも何か懷酒を持ってきていても出しようがないという、非常にご祝辞をいただいたし、是非今後もあのような内容で維持していただきたいと思えます。

教育長 他にございますでしょうか。

生涯学習課長 まず1点、唐木委員の質問についてご説明をさせていただきます。

まず、公民館報の関係でございます。

来月の教育委員会の定例会に、その経過の報告を出したいということで今進めておりました公民館運営審議会等でも検討させていただきまして、何年か同じ地区の方が連続でということとは他のところの意欲が損なわれてしまうんじゃないかということで、3年間でしたか、連続してやった場合にはそこから3年間は賞の対象にはしないという方向で今検討をしております。それでその3年間、その場合はやって出していただくのはすばらしいものだという事で応募できないんだけど、公民館に展示といいますか、その3年間は過去に優秀な成績があった方みたいな形で報告をさせていただいて、3年間は過ぎたら、また審査の対象にしていくよということが1点です。

それと、あと特別賞みたいな形で、変わったもの、ユニークなものについては表彰をしていきたいと思いますという形で今検討に入っております。来月の定例会のほうに協議させていただいて、そこで決定をさせていただきたいというふうに思っています。今、原案をつくっているところでございますので、今回出せばよかったんですが、そんなところでございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

成人式の関係につきましては、前回18歳までと20歳の現行どおりかということの中で、定例会の中でも現行どおりの20歳でいうところをいただきましたので、その方向で今後理事者のほうと詰める予定でおります。先ほどの名称とかこれからの成人式のあり方については、十分現状のいいところは取り入れて今後やっていきたいと思っておりますので、またいろんなご意見をいただければありがたいと思っております。

以上です。

教育長 では、生涯学習課、まだございますか。

二村委員 お願いします。

96ページの青少年育成環境整備事務・青少年体験事業・子ども会育成会支援事務の最後にある黒沢洞合自然公園の件ですが、今現在駐車場及び公園用地として使用しているものを買い戻しということですが、これに至った理由と、これから駐車場はどうするのかということ

をお聞きしたいなと思うんですが、お願いします。

生涯学習課長 今回買い戻しの3,507㎡につきましては、過去にここは旧三郷村のところなんですけれども、公園の敷地で今黒沢洞合公園が山際にありますよね。それで遊水池みたいなのがあって、その下に駐車場がございます。その下に田んぼが、ずっと荒れた土地まで実際はあるんですけれども、今この3,507㎡というのは上の部分と駐車場までの部分、まだ開発公社の所有になっている部分がありまして、ずっとあそこは県の貯水池ということも鑑みて三郷村のほうが開発公社で先行取得していて、その下の土地も含めてどうするかということを検討したまま県のあそこの遊水池の計画がはっきりしてこなかったものですから、そのままになっていたということなんです。今、この買い戻す部分については実際に使っている公園部分の開発公社の所有の部分をして市の名義にするということでございます。地番は、一番多いところは駐車場の部分で、あと山際の部分がまだ開発公社の部分だったものですから、その部分についてはしっかり整理をするということです。あと、その下の田んぼの部分についても、まだ開発公社が所有している部分がございますけれども、これは県の貯水池の関係がはっきりしてくれば今後検討していきたいというふうに思っておりますので、その部分については買い戻しをしておりません。

以上です。

教育長 では、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、生涯学習課の報告については、以上としたいと思います。

(3) 文化課

教育長 次に、文化課から報告をお願いします。

文化課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 文化課からの報告について、委員からご質問、ご意見がございましたらお願いします。

唐木委員 お願いいたします。

今回ご報告いただいた中身から外れるわけなんですけれども、日展の開催が予定されていて前売り券も徐々に伸びているというようなお話も伺ったわけですが、それで大勢の来館者が期待されるわけです。その来館された方々に、少し足を延ばしていただけるようなアトラクションの関係とか他の美術館、博物館などの工夫というのはできないのかなということをおもうわけなんです。現在、市内の美術館等でも大変集客に苦戦という言い方をしているかどうか

かわかりませんが、なかなか観客数が伸びないというような状況もあるわけでありますので、
お願い事として今からそういうものの働きかけを是非お願いをしたいなというふうに思いま
す。

以上です。

文化課長 ご要望として承りたいと思います。ありがとうございます。

教育長 他にいかがでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、文化課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第4号は、了承をいただきました。

では、以降の議題は非公開といたしますので、よろしく願いいたします。

(以後、非公開会議)

◎報告第2号 新総合体育館の指定管理者制度導入について

◎報告第5号 令和元年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者

◎報告第6号 教育長報告

◎報告第7号 東京2020オリンピック聖火リレー進捗状況について

(以後、公開会議)

◎その他

(1) 最近の新聞紙上における教育委員会関連記事の報告について

教育長 次に、その他の事項を取り扱います。

参考としまして、今回も教育委員会に関連する新聞記事を配付させていただきました。

(3) その他

教育長 次に、その他の事項に移りますが、委員の皆様、または事務局から何かありましたら
お願いします。

唐木委員 お願いします。

3月12日に総合教育会議が開かれるということではありますが、今回で9回目になります。毎回、非常に市長も含めて貴重な議論がなされてきていい勉強の機会にもなりました。それで、総合教育会議については教育委員会、それから市長部局がお互いに決定事項を尊重するということであるわけですが、8回会を重ねているわけですが、その中で幾つかのところで合意されたことがあるわけなんです、それが実施に移されたもの、それからその後検討はなされているとは思いますが、よく状況を我々知らない部分もたくさんあるわけです。それで、今回でなくても結構であります、次回あたりまででもいいんですが、今までそこで合意されたことがどのような形になっているのか、どんなふうにその後検討がされてきているのかというところを、一遍整理してみる必要があるんじゃないかなということを思っております。特に、私一番気になっているところは、ゼロ歳から18歳までの切れ目ない支援というような形で、市長部局の担当課のほうも含めて検討を進めていくというお話もいただいているわけです。今の子どもたちの育つ環境というのは、必ずしもプラスの方向へ働くものだけではないわけでありますので、そのことも気になるところです。是非、一遍整理してみるというのを提案というか、ご検討いただきたいなというふうに思いますが、よろしく願いいたします。

教育長 ご意見として承りたいと存じます。

他によろしいでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、以上で本日の定例会に付議させていただいた案件は全て終了いたしました。ご協力いただきまして、まことにありがとうございました。

◎閉 会

教育部長 以上をもちまして、安曇野市教育委員会令和元年度1月定例会を閉会といたします。大変お疲れさまでございました。